

社会福祉法人藤実会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤実会（以下「当法人」という）定款第 条および第 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

盛岡市内	15,000円
その他	15,000円

(2)監事、監査を実施した場合の費用弁償

盛岡市内	15,000円
その他	15,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年7月1日から施行する。

社会福祉法人藤実会役員会等名簿

	氏 名
理 事 長	藤 澤 榮 耕
理 事	八 幡 涼 子
	晴 山 弘 己
	兼 平 哲 哉
	猿 舘 和 雄
	藤 澤 好 子
監 事	熊 谷 良 夫
	川 村 博
評 議 員	浅 沼 吉 二 郎
	藤 原 稔
	武 藤 啓 一
	藤 澤 繁 治
	武 藤 信 義
	藤 澤 一 公
	川 村 勝 子
	熊 谷 道 子